

事 務 連 絡

平成23年4月25日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

災害復旧事業における入札及び契約の取扱いについて

東日本大震災に伴う災害復旧事業にできる限り早く着手できるようにするため、手続の透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があります。

このため、当面の災害復旧事業の入札及び契約についての基本的な考え方を取りまとめ、関係都道府県等に対し、別紙のとおり送付しましたので、お知らせします。

総行行第53号
国総入企第4～5号
平成23年4月25日

関係県・指定都市入札契約担当部局長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省総合政策局建設業課長

災害復旧事業における入札及び契約の取扱いについて

東日本大震災に伴う災害復旧事業にできる限り早く着手できるようにするため、手続の透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があります。

このため、当面の災害復旧事業の入札及び契約についての基本的考え方を下記のとおり取りまとめましたので、取扱いの参考としてください。

(貴県におかれては、被災地の状況にも配慮しつつ、貴県内の関係市町村に対しても、周知を宜しくお願いします。)

記

1. 入札及び契約の方式

- (1) 応急復旧など、緊急の必要により競争に付することのできない事業については、随意契約によることが可能であること。
- (2) (1) 以外の当面の復旧事業については、早期の復旧・復興に向け、できる限り早く事業に着手できるようにする必要があることから、指名競争入札又は可能な限り手続きに要する期間を短縮した一般競争入札によることも可能であること。

2. 被災者の雇用の促進

当面の災害復旧事業の入札及び契約に当たっては、一般競争入札による場合は適切な地域要件を設定するなど被災者の雇用が促進されるよう配慮すること。

あわせて、被災した離職者を対象とする雇入れ助成金（特定求職者雇用開発助成金（大企業50万円、中小企業90万円））について発注者としても受注者に対して周知に努めること。

3. 配慮が必要な事項

(1) 手続の簡素化・迅速化

総合評価方式による場合の手続期間の短縮や必要書類の縮減など、入札及び契約の手続を迅速化・簡素化すること。

(2) 透明性・公正性の確保

- ① 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年5月23日閣議決定）を踏まえ、入札監視委員会等の活用など入札契約手続の事後チェックにも留意すること。
- ② 指名競争入札により行う場合には、あらかじめ指名基準を策定・公表するとともに、指名業者名は、契約締結後の公表とすること。

(3) ダンピング対策の徹底

ダンピング受注の排除を徹底するため、最低制限価格制度、低入札価格調査制度などを適切に活用すること。なお、最低制限価格制度を用いることができない工事等については、低入札価格調査制度における数値的失格判断基準の活用も検討すること。

(4) WTO対象工事の扱い

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象工事については、①一般競争入札における参加資格として地域要件を設定できないこと、②最低制限価格制度を用いることができないこと、③入札期日の前日から起算して40日前に入札公告を行う必要があるが、急を要する場合には10日前までに短縮できること、等に留意すること。

(送付先)

青森県

岩手県

宮城県

福島県

茨城県

栃木県

千葉県

仙台市

千葉市

国 総 入 企 第 6 号
平成23年4月25日

関係府省庁の大臣官房長等 殿

国土交通省建設流通政策審議官

災害復旧事業における入札及び契約の取扱いについて

東日本大震災に伴う災害復旧事業にできる限り早く着手できるようにするため、手続の透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があります。

このため、当面の災害復旧事業の入札及び契約についての基本的考え方を下記のとおり取りまとめましたので、入札及び契約の取扱いに際し、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

また、独立行政法人等を含む貴管下発注機関に対する周知についても、併せてお願いいたします。

記

1. 入札及び契約の方式

- (1) 応急復旧など、緊急の必要により競争に付することのできない事業については、随意契約によることが可能であること。
- (2) (1) 以外の当面の復旧事業については、早期の復旧・復興に向け、できる限り早く事業に着手できるようにする必要があることから、指名競争入札又は可能な限り手続きに要する期間を短縮した一般競争入札によることも可能であること。

2. 配慮が必要な事項

(1) 手続の簡素化・迅速化

総合評価方式による場合の手続期間の短縮や必要書類の縮減など、入札及び契約の手続を迅速化・簡素化すること。

(2) 透明性・公正性の確保

① 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年5月23日閣議決定）を踏まえ、入札監視委員会等の活用など入札契約手続の事後チェックにも留意すること。

② 指名競争入札により行う場合には、あらかじめ指名基準を策定・公表するとともに、指名業者名は、契約締結後の公表とすること。

(3) ダンピング対策の徹底

ダンピング受注の排除を徹底するため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとし、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の具体的な判断基準の明確化を図ること。

(4) WTO対象工事の扱い

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象工事については、入札期日の前日から起算して40日前に入札公告を行う必要があるが、急を要する場合においては10日前までに短縮できること、等に留意すること。